

平成19年9月6日

ToSTNeT-2による自己株式の買付けに関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の具体的な取得方法を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.取得の方法

本日(平成19年9月6日)の終値2,445円で、平成19年9月7日午前8時45分の東京証券取引所のToSTNeT-2(終値取引)において買付けの委託を行う(その他の取引制度や取引時間への変更は行わない)。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

2.取得の内容

- (1)取得する株式の種類 当社普通株式
- (2)取得する株式の総数 1,000万株

(注1)当該株数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もある。

(注2)取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行う。

3.取得結果の公表

平成19年9月7日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表する。

(ご参考)自己株式の取得に関する決議内容(平成19年8月31日公表分)

- ・取得する株式の種類 当社普通株式
- ・取得する株式の総数 1,000万株(上限)
- ・株式の取得価格の総額 250億円(上限)
- ・取得する期間 平成19年9月1日から平成19年9月14日まで

以上